

第3期中期目標期間
見込評価説明資料
(平成25年度～平成28年度)

独立行政法人福祉医療機構

■ 福祉医療機構の事業体系図 (平成25年度～平成28年度)

主な政府方針

ニッポン一億総活躍プラン

日本再興戦略

まち・ひと・しごと創生基本方針2016

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援しています



- 救急・小児・急性期等の地域医療提供体制の整備
- 防火・耐震化等の整備
- 地域医療介護の総合確保 待機児童解消加速化プランへ対応
- 質の高い職員の確保
- NPO等民間団体のノウハウ・資金不足
- 高齢者・障害者の生活の安定

福祉医療の施設整備を支援(長期・固定・低利) 安定的な経営を支援 NPO等の活動支援、障害者・高齢者の生活支援

福祉貸付事業【AO】

- 地域医療介護総合確保のための整備
- 待機児童解消のための保育所等整備
- 融資実績 1兆532億円
- 協調融資金融機関数 349機関へ拡大

・政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における福祉基盤の整備に貢献

医療貸付事業【AO】

- 地域医療介護総合確保のための整備
- 耐震化整備
- 融資実績 5,148億円
- 審査処理期間 平均19.3日

・政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療基盤の整備に貢献

債権管理【BO】

- 期中管理の充実・強化 (イエローゾーン先へのフォロー)
- リスク管理債権比率2.30%(H28末)
- 東日本大震災・熊本地震の被災貸付先に対する積極的支援(条件変更等)

・期中管理の高度化やリスク管理債権に対する更なる態勢強化等を図り、債権悪化を未然に防止

福祉医療経営指導事業【AO】

- セミナー 延べ12,926人受講
- 個別経営診断 延べ1,363件実施
- リサーチレポート 延べ47回発行
- マスコミ記事引用 210回

・各種経営診断メニューにより施設経営を支援

・民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及

退職手当共済事業【AO】

- 延べ29万6千人に3,951億円支給
- 退職給付の平均処理期間 39.1日
- 新規加入法人電子届出システム 利用率 平均64.9%

・電子届出システム改善を図るなど、利用者サービスを向上

・制度改革に伴う円滑な事業実施に向けた対応

WAM NET事業【B】

- 社福の財務諸表等電子開示 システムの本格稼働 (H29.6)
- ヒット件数 平均8,820万件

・電子開示システムの開発

・利用者ニーズに対応したコンテンツの提供等、利用者の利便性向上

社会福祉振興助成事業【B】

- 連携等を実施する事業に特化
- 新たな連携の強化 平均95.2%
- 利用者満足度 平均94.6%

・国の施策との一層の連携を図り、社会福祉政策を振興

・H29分については前倒し募集し、利用者の利便性向上

心身障害者扶養保険事業【B】

- 運用利回り 平均4.21%
- 地方公共団体の事務処理支援

・財務状況や運用環境の検証を実施し、安定的な事業運営に寄与

年金担保貸付事業等【B】

- 国の計画を踏まえ制度を改正
- 制度内容や他制度を幅広く周知
- 制度改革後の実態調査を実施

・必要な資金を無理のない返済となるよう融資

・利用者の生活の安定支援

・実態調査結果を国と共有

承継年金住宅融資等債権管理回収業務等【B】

- 存続が困難な転貸法人の合併
- 適時的確に債権回収を実施
- 法改正を踏まえ年4回の国庫納付

・第三者弁済契約延長に係る関係機関の合意により、安定的な回収体制を確保

業務・システムの効率化と情報化の推進【B】

- C I Oを中心に業務・システム最適化計画を実施

・システム最適化を推進し安定的業務の質を確保

・情報化推進体制を強化

経費の節減【B】

- H24決算比 (H28末)
 - ・一般管理費▲21.5%
 - ・業務経費▲35.7%
- ラスパイレス指数 (平均) 100.4ポイント

・中期計画達成に向けて推移

財務内容の改善に関する事項【B】

- 全ての不要財産(職員宿舍)の売却手続きが完了
- 予算額を上回る自己収入

・「事務・事業の見直しの基本方針」を着実に実施

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備【B】

- 適時的確な組織見直し
- 熊本地震へは各事業が連携し、被災施設の復興を支援

・トップマネジメント機能が有効に発揮

業務管理(リスク管理)の充実【B】

- 新たなガバナンス態勢の整備
- ネットワークの二重化や標的型攻撃メール訓練等の実施
- ガバナンス態勢の高度化や情報セキュリティ対策を推進

適切な業務運営のための組織・予算

人事に関する事項【B】

- 専門家を招いた研修等による人材の育成及び専門性の向上
- 期初の常勤職員数100%以内を達成
- ・人事評価制度の適正な運用

◆ 評価項目一覧 ◆

評価項目	ページ	見込評価期間				見込評価
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
1-1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	4	S	AO	AO	AO	AO
1-2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	6	S	AO	BO	AO	AO
1-3 福祉医療貸付事業（債権管理）	8	S	A	BO	BO	BO
1-4 福祉医療経営指導事業	10	A	AO	BO	AO	AO
1-5 社会福祉振興助成事業	12	A	B	B	B	B
1-6 退職手当共済事業	14	S	AO	AO	BO	AO
1-7 心身障害者扶養保険事業	16	A	B	B	B	B
1-8 福祉保健医療情報サービス事業 （WAMNET事業）	18	A	A	B	B	B
1-9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付 事業	20	A	A	B	B	B
1-10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 及び承継教育資金貸付けあっせん業務	22	A	B	B	B	B
2-1 業務・システムの効率化と情報化の推進	24	A	B	B	B	B
2-2 経費の節減	26	A	A	B	B	B
3-1 財務内容の改善に関する事項	28	A	B	B	B	B
4-1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	30	S	B	B	B	B
4-2 業務管理（リスク管理）の充実	32	S	B	B	B	B
4-3 人事に関する事項	34	A	B	B	B	B

（注1）重要度を「高」に設定している項目については、自己評価欄に「O」を付している。

（注2）H28年度評価については、自己評価を記載している。

I 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1-1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

評価書 P4~10

重要度 高

自己評価 A

目標の内容

国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進

- 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施する。
- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
- 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。（中期計画：平成28年度末において併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大）
※前中期目標期間の最終年度実績を勘案し設定
- 審査業務及び資金交付業務の平均処理期間について、中期計画を達成する。（中期計画：審査業務30日以内、資金交付業務15営業日以内）※前中期目標期間の平均実績を基に今中期目標期間の資金需要等を勘案し設定

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

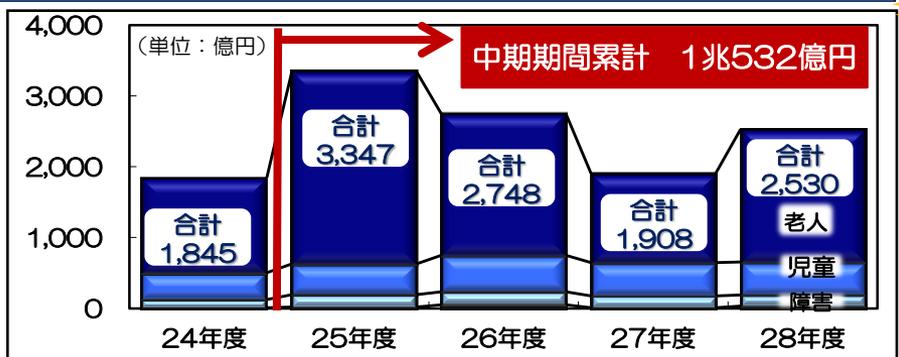
- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等に基づく整備及び待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げ、さらには東日本大震災・平成28年熊本地震の災害復旧・復興事業に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げを実施するなど、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応した結果、1兆532億円の審査実績（累計）となり、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。
- 利用者サービス向上の観点から、整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等を実施し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を積極的に実施するとともに、貸付業務の円滑な実施を推進するため地方公共団体等に融資制度のPRを行うなど、制度周知を積極的に実施したことにより、貸付先を対象としたアンケート調査において平均97.7%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。
- 審査処理期間（平均27.9日）及び資金交付処理期間（平均7.6営業日）については、迅速な対応に努めた結果、利用者の資金ニーズが多様化する中、いずれも目標値を上回ることができた。また、協調融資機関数については349機関まで拡大し、1年前倒して中期目標を達成し、円滑に民間資金を活用できる体制整備を推進した。（達成度平均153%）
- 以上のとおり、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る実績を上げることができたことから、A評価とした。

福祉貸付事業の実績・政策適合性



- 地域における医療及び介護の総合的確保**
介護基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの構築を推進
 ① 融資率の引上げ
 ② 貸付利率の引下げ(定期借地権を設定する場合の一時金)
- 待機児童解消**
待機児童解消加速化プランの実現に向け、保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育等の整備を推進
 ① 融資率の引上げ、無担保貸付制度の創設
- 東日本大震災・熊本地震**
復旧・復興のための融資を迅速かつきめ細かく対応
 ① 一定期間の無利子貸付、二重債務者への対応等
- 耐震化整備**
社会福祉施設の耐震化を推進
 ① 融資率の引上げ、貸付利率の引下げ

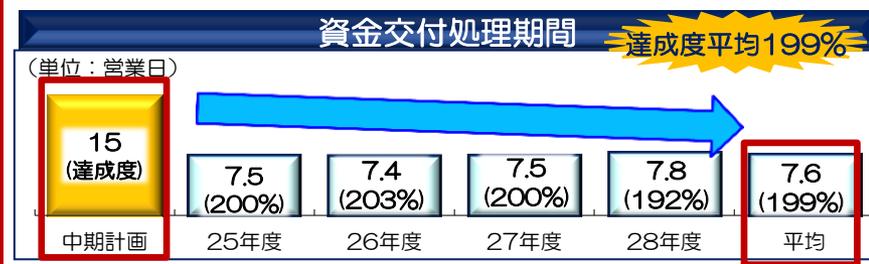
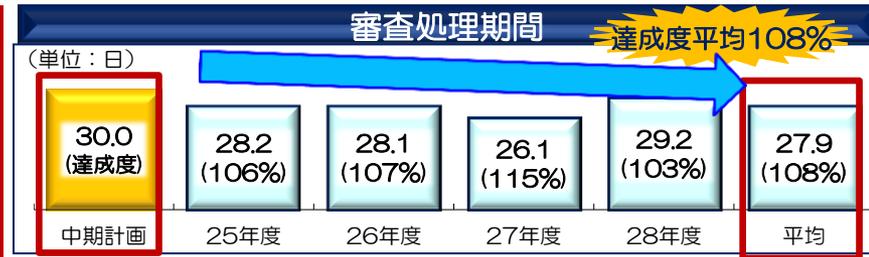
貸付審査実績の推移



利用者サービスの向上

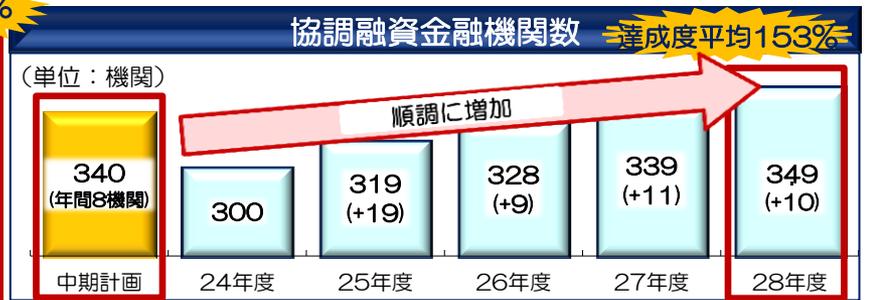
- 事業計画の早期段階からの融資相談**
利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言
- 福祉系NPOに対するワンストップの対応**
「貸付」「助成」「専門的助言や情報提供」の支援をワンストップで提供
- 「融資のポイント」の周知**
融資相談から事業完了までの事務手続き・審査の要点等について周知

事務処理期間の短縮



合計達成度平均 153%

協調融資の推進・ノウハウの提供



併せ貸しの利用が低調な事業への取組み

併せ貸しの利用が低調な事業の要因分析を行い、分析結果を踏まえ、融資相談時における協調融資制度の案内や民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況確認を徹底

民間金融機関への情報提供

福祉・医療に関する政策動向、経営動向等に関する情報を提供(8回)

全国地方銀行協会との意見交換

全国地方銀行協会と協調融資の在り方等について意見交換を実施(14回)

目標の内容

国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進

- 国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施する。
- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
- 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。
- 融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。
- 審査業務及び資金交付業務の平均処理期間については、中期計画を達成する。（中期計画：審査業務30日以内、資金交付業務15営業日以内）（前中期目標期間の平均実績を基に今中期目標期間の資金需要等を勘案し設定）

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等に基づく整備、医療施設の耐震化整備及び医療機能分化の観点から特定病院や中小規模病院の整備に対する融資率の引上げ等の優遇措置、さらには東日本大震災・平成28年熊本地震の災害復旧・復興事業に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げを実施するなど、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応した結果、5,148億円の審査実績（累計）となり、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進することができた。
- 利用者サービス向上の観点から、整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等を実施し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を積極的に実施するとともに、貸付業務の円滑な実施を推進するため地方公共団体等に融資制度のPRを行うなど、制度周知を積極的に実施したことにより、貸付先を対象としたアンケート調査において平均96.7%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。
- 審査処理期間（平均19.3日）及び資金交付処理期間（平均8.8営業日）については、迅速な対応に努めた結果、利用者の資金ニーズが多様化する中、いずれも目標値を大幅に上回ることができた。（達成度平均163%）
- 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、医療関係施設に関するデータや経営動向等に関する情報を提供するとともに、利用者が円滑に民間資金を活用できるよう、協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充した。
- 以上のとおり、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る実績を上げることができたことから、A評価とした。

医療貸付事業の実績・政策適合性

UAM 国の医療政策に即して医療の基盤整備を支援



病院の約3割
未耐震



地域医療構想
の実現



医療サービスを安定的に提供する基盤整備

地域における
医療及び介護の
総合的確保

医療サービスの基盤整備を推進し、地域医療構想を推進
 ➤ 融資率の引上げ
 貸付利率の引下げ(病院、診療所、介護者健)
 ➤ 「地域医療構想支援資金」による長期運転資金
 の償還期間・据置期間の延長

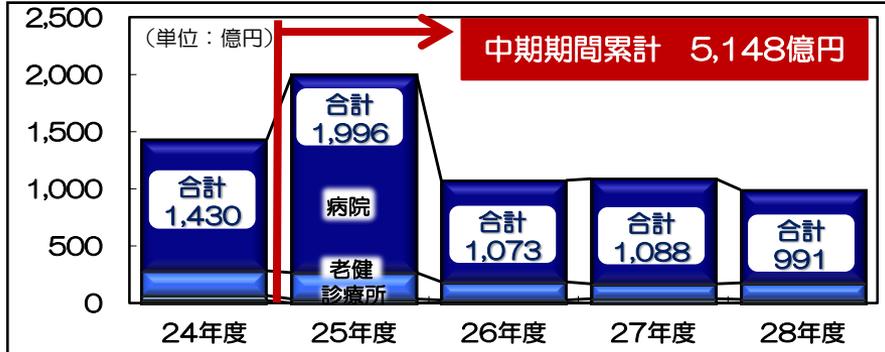
耐震化整備

医療施設の耐震化を推進
 ➤ 融資率の引上げ、最優遇金利の適用
 貸付限度額の引上げ

東日本大震災・
熊本地震

復旧・復興のための融資を迅速かつきめ細かに対応
 ➤ 一定期間の無利子貸付、二重債務者への対応等

貸付審査実績の推移



利用者サービスの向上

事業計画の早期段階
からの融資相談

利用者ニーズの把握や
建物の機能性等
について助言

融資相談から審査の
ワンストップの対応

福祉施設と医療施設の合築
計画等について融資相談
から審査をワンストップ
で対応できる体制を整備

「融資のポイント」
の周知

融資相談から事業完了
までの事務手続き・審査
の要点等について周知

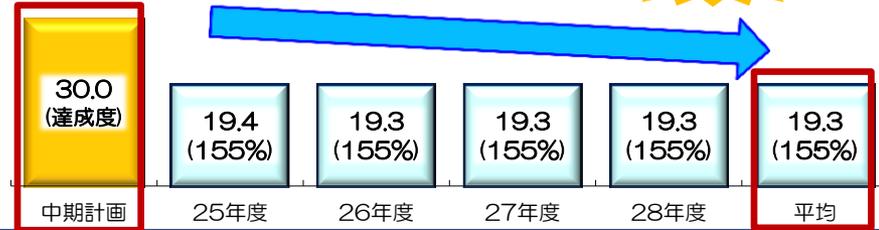
事務処理期間の短縮

合計達成度平均
163%

審査処理期間

達成度平均155%

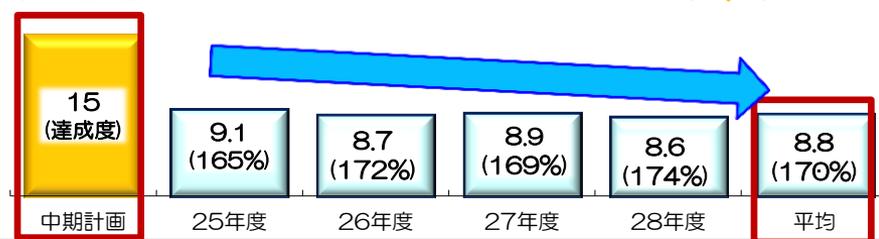
(単位：日)



資金交付処理期間

達成度平均170%

(単位：営業日)



協調融資の推進・ノウハウの提供

協調融資制度の対象範囲拡充

民間金融機関からの資金調達をより円滑に行うことができるよう、平成27年度から、これまで社会福祉事業施設に限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充(平成28年度末349機関)

全国地方銀行協会との意見交換

- 機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について、全国地方銀行協会と定期的に意見交換(14回)
- 平成28年度から厚生労働省と財務省をメンバーに加え意見交換を実施

民間金融機関への情報提供

- 機構が開催する研修会議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向、経営動向等に関する情報を提供(8回)
- 受託金融機関が開催する研修会において、機構が保有する医療関係施設に関するデータ等を提供(18機関)

目標の内容

政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進

- 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施する。
- 債権区分別に適切な管理を行う。
- リスク管理債権の発生要因別分析等を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。
- 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組む。
- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。
- き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 貸付債権の適正な管理を図るため、以下の期中管理等に係る取組みを実施するなど高度化を図った。
 - ☞ 毎年度、貸付先から事業報告書等を収集・分析し、経営状況を的確に把握
 - ☞ 貸付先の各年度決算に基づき、リスク管理債権化するおそれのある貸付先をイエローゾーン先と定義し、抽出を行ったうえで実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策を提示（平成25年度から実施）
 - ☞ 短期延滞先に対してフォローアップ調査を実施し各種支援を実施（平成25年度から実施）
 - ☞ 機構の知見を活用のうえ、新たに「再建計画作成支援ツール」を作成し、自ら改善計画の策定が困難な貸付先に対しては、経営改善に向けた支援等を実施（平成27年度から実施）
 - ☞ イエローゾーン先の抽出基準の見直しや3ヵ年の経年分析を実施するなど高度化の取組みを開始（平成28年度から実施）
 - ☞ 個社別に管理する貸付先の基準及びその管理方法を定め、該当貸付先の個社別管理を開始（平成28年度から実施）
 - ☞ 業況注視先については、信用リスク分科会において定期的に状況報告をする体制を整備（平成28年度から実施）
- 上記の取組みにより、リスク管理債権比率は平成28年度末で2.30%となり、前中期目標期間の最終年度実績2.86%を下回り、中期目標期間において低い水準を維持することができた。
- 東日本大震災で被災した貸付先については、元利金の返済を最長5.5年間猶予する措置を講じたところであるが、貸付条件の変更措置を講じるなどの積極的な支援を行った結果、猶予措置期間内で全ての貸付けについて返済の再開等を完了させることができた。また、熊本地震で被災した貸付先については最長3.5年間の返済猶予期間の延長等必要な措置を講じ、被災した社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援するための取組みを実施した。
- 昨今の社会福祉施設・医療施設を取り巻く経営環境については、診療報酬等の改定を受け依然として厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の社会福祉施設・医療施設の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援した。

期中管理の高度化の取組み

イエローゾーン先の分析・実地調査等の実施

平成28年度においては、各年度の決算に基づき、イエローゾーン先の抽出を行ったうえで、新たに3か年の経年分析を実施

イエローゾーン先等に対し面談・実地調査等を実施し、改善計画が策定困難な貸付先に対しては「再建計画作成支援ツール」を活用した経営改善支援（収支改善に向けた方策等の提示）を実施

信用リスク分科会等により役員及び貸付関係部へフィードバック

抽出基準の高度化

債務者区分が正常先・要注意先（その他）である貸付先に対する期中管理の充実を図るため、イエローゾーン先の抽出基準の見直し及び高度化の取組みを開始

期中管理による債権悪化の未然防止

短期延滞先へのフォロー

延滞を繰り返している先（短期延滞先）に対してフォローアップ調査等を実施し、各種支援を行うとともに、短期延滞先の傾向等について分析

個社別管理

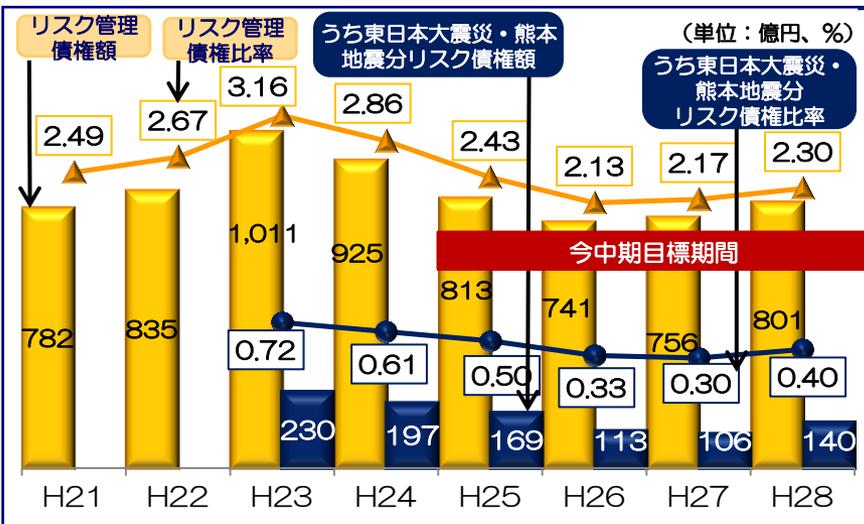
大口貸付先の管理を改め、機構の経営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のある貸付先について、一体的かつ効率的な管理を推進するため、個社別に管理する貸付先の基準及びその管理方法を定め、該当貸付先の個社管理を開始

業況注視先の管理

- 信用リスク分科会に全対象先の状況報告を行い、定期的に報告を実施する体制を整備
- 管理運用の標準化を図るため、新たに業務手順マニュアルを策定

リスク管理債権比率の推移

リスク管理債権比率は低い水準を維持



区分	H25末	H26末	H27末	H28末
リスク管理債権比率	2.43%	2.13%	2.17%	2.30%
破綻先債権	0.12%	0.10%	0.06%	0.04%
6か月以上延滞債権	1.04%	1.08%	0.92%	1.04%
3か月以上延滞債権	0.00%	0.02%	0.03%	0.00%
貸出条件緩和債権	1.27%	0.93%	1.15%	1.21%
リスク管理債権	813億円	741億円	756億円	801億円
総貸付残高	3兆3,529億円	3兆4,776億円	3兆4,938億円	3兆4,886億円

目標の内容

民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援

- セミナーの受講者数について、中期計画を達成する。（中期計画：平均180人以上）
 - 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成する。（中期計画：平均80%以上）
 - セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。
 - 機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。
 - 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。
 - 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成する。（中期計画：1,400件以上、年度計画：280件以上）
 - 個別経営診断の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成する。（中期計画：平均80%以上）
 - 申込書受理から報告書提示までの平均処理期間が中期計画を達成する。（中期計画：50日以内）
- ※定量目標については、前中期目標期間の平均実績等を勘案し設定

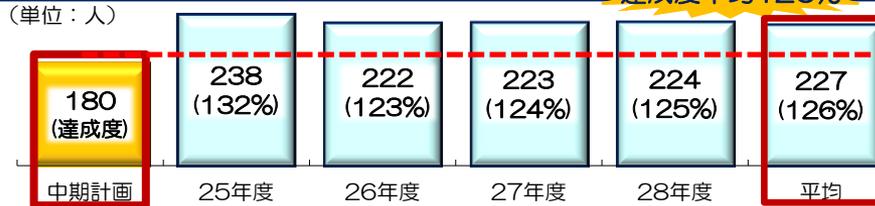
目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 1セミナーあたり受講者数（平均226.8人）、セミナー有用度（平均97.7%）、個別経営診断件数（平均341件）、個別経営診断有用度（平均96.4%）及び個別経営診断処理日数（平均27.8日）については、全てにおいて目標値を大幅に上回ることができた。（達成度平均134%）
- セミナーの内容については、民間と競合することのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義を行うとともに、社会福祉法人制度改革、地域医療構想など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、各年度において時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行った。
- 民間金融機関の経営指導等の研修会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会への情報提供を行うなど、民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及に取り組んだ。
- 社会福祉法人、医療法人等の経営者を支援するため、リサーチレポートを計47回作成するとともに、プレスリリースを実施し、マスコミに記事として199回引用されるなど、関係者から一定の評価を得ることができた。
- 個別経営診断については、平成27年度から経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム及び個別支援プログラムの3つのメニューを提供し、特に、個別支援プログラムとして、法人・施設ごとに抱える様々な課題に対し、個別のニーズに合わせた改善の方向性を提示するなどのコンサルティングを実施し、より積極的な経営改善支援を実施した。
- 以上のとおり、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る実績を上げることができたことから、A評価とした。

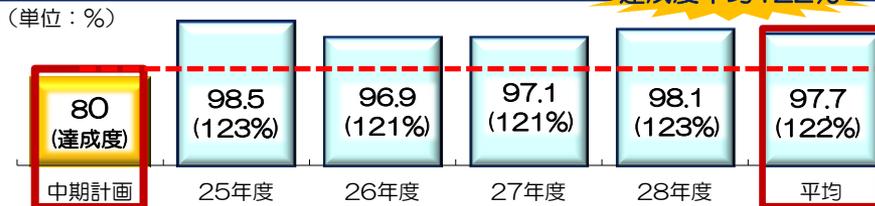
経営指導事業の実績

合計達成度平均
134%

1セミナーあたり受講者数 達成度平均126%



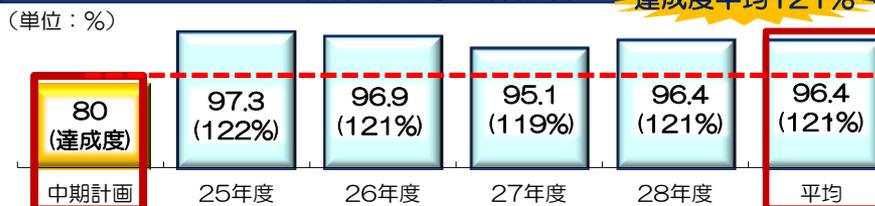
セミナー有用度 達成度平均122%



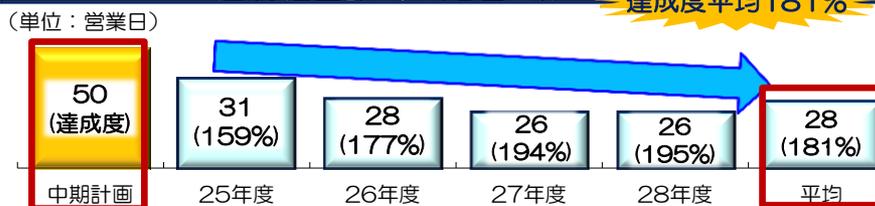
個別経営診断件数 達成度平均122%



個別経営診断有用度 達成度平均121%



個別経営診断の処理日数 達成度平均181%



積極的な情報収集・分析・公表等

リサーチレポート

47回作成

◆レポート内容◆
特別養護老人ホームの経営状況、病院の経営状況、平成27年度介護報酬改定の影響等

マスコミ記事引用199回

社会福祉法人の経営動向調査

6回実施 (H27~)

◆調査内容◆
・業況判断 ・施設の稼働率
・サービス活動収益
・職員の確保状況等

マスコミ記事引用11回

経営指標自己チェックシート

WAM NET上での無料診断

◆サービス内容◆
融資先の法人が、自らの施設の経営状況と機構の経営指標とを比較

5,731件のサービス提供

個別支援プログラム

法人の多様なニーズに対応

◆コンサルティング内容◆
・利益改善に向けた業績評価支援
・中期計画支援・人事制度評価等

23回のコンサルティング実施

セミナーにおける情報提供内容の充実等

民間コンサルティング事業者の実施するセミナーと重複せず
機構の独自性を発揮するセミナー内容に重点化して実施

- 政策動向に関するセミナー (社会福祉法人制度改革、地域医療構想)
- 貸付事業と密接に関連している機構の独自性を発揮したセミナー (施設整備計画策定に対するアドバイス、経営管理に関する優良実践事例の紹介)

民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及

- 民間金融機関への経営指導等の研修会等の開催 (476機関・777人)
- 外部講演への講師派遣等の実施 (146回)
- 経営指導ノウハウに係るデータ提供・ニーズ調査の実施 (23機関)

目標の内容

NPO等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援

- 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記、公表する。
- 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。
- 選定方針の策定に当たっては事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。
- 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合について、特別な場合を除き、中期計画の数値を達成する。（中期計画：80%以上）
- 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成する。（中期計画：30日以内）
- 助成先団体のうち、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業の割合について、中期計画を達成する。（中期計画：85%以上）
- 助成事業が対象とした利用者の満足度について、中期計画を達成する。（中期計画：80%以上）
- 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成する。（中期計画：80%以上） ※定量目標については、前中期目標期間の平均実績等を勘案し設定

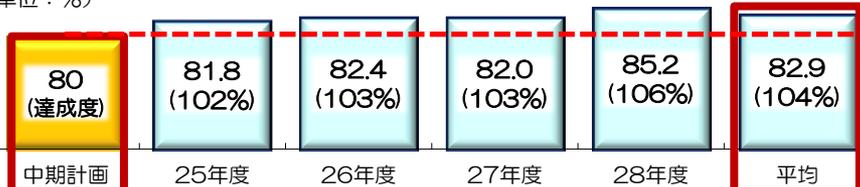
目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- NPO等への助成割合（平均82.9%）、助成金決定までの平均処理期間（平均22.9日）、助成事業による新たな連携強化の割合（平均95.2%）、助成事業の利用者満足度（平均94.6%）及び助成事業報告会の参加者満足度（平均96.0%）については、全ての項目において、目標値を上回ることができた（達成度平均118%）。
- 各年度の助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議のうえ募集要領を策定した。特に平成29年度分助成事業の募集にあたっては、国の施策とより一層連携を図るため、「ニッポン一億総活躍プラン」の各項目に合わせた助成テーマに改めるなど、助成事業全体の見直しを行うとともに、通常の募集要領に加え、過去の優良事例に基づき全国的に普及させたい事業を新たに「モデル事業」として別途募集を行ったほか、助成先団体が年度当初から資金繰りの懸念なく事業実施できるよう、募集時期の前倒しを行い、利用者の利便性向上を図った。
- これらの取組みにより、3,564件 16,063百万円の応募、1,055件 4,775百万円の採択（平成25年度～平成29年度分助成）となり、NPO等による民間の創意工夫ある活動等に対し、資金助成を行うことができた。
- なお、助成事業の選定にあたっては、過去5年間に2回以上助成を受けた団体について審査時の減点を行ったほか、平成29年度募集より事業の継続性や将来の発展性など選定基準をより明確化するなど、固定化回避を図った。
- 助成先団体の円滑な事業実施を支援するため、助成先団体へのヒアリング評価等を通して事業の継続、発展及び改善等の意見交換を行った。また、助成金の不正受給等を防止するため、全ての助成先団体に対し進捗状況確認調査を行い、課題を抱えている団体等について相談・助言を実施したことに加え、平成28年度から新たに「助成金支出管理システム」を試行的に導入するなど、助成先団体のガバナンス強化に取り組んだ。

社会福祉振興助成事業の実績

NPO等への助成 達成度平均104%

(単位：%)



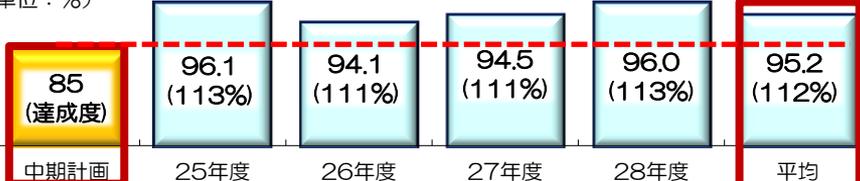
平均処理期間 達成度平均134%

(単位：営業日)



助成事業の新たな連携 達成度平均112%

(単位：%)



助成事業の利用者満足度 達成度平均118%

(単位：%)



助成事業報告会の参加者満足度 達成度平均120%

(単位：%)



助成事業の重点化

自治体・民間団体の助成などとのすみ分けをさらに明確にするため、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に特化

地域連携活動支援事業

全国的・広域的
ネットワーク支援事業

政策動向等を踏まえた募集要領の見直し

各年度の助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議のうえ募集要領を策定

重点支援分野

児童虐待防止

孤立防止・認知症対策

貧困・格差対策

子育て・子育て環境の支援 など

固定化回避
の強化

過去5年間に2回以上助成を受けた団体については
審査時に減点

平成29年度募集要領より実施

募集時期の早期化

募集時期を3ヶ月前倒しし、年度当初から資金繰りの懸念なく事業実施することが可能に

助成テーマの見直し

国の「ニッポン一億総活躍プラン」を後押しするため、助成テーマを大幅に改編

モデル事業の構築

過去の優良事例を参考にし、全国的に普及させるモデル事業という新たな仕組みを構築

助成先に対する支援・ガバナンス強化の取組み

助成先に対する支援

- ・助成先団体への訪問等による意見交換の実施
- ・事業の継続、発展及び改善のための相談・助言の実施

不正受給防止

- ・助成先団体に対する助成事業の進捗状況確認調査の実施
- ・課題を抱えている団体等について個別に訪問し、課題解決のための相談・助言を実施
- ・「助成金支出管理システム」を導入し、支出管理を徹底

目標の内容

社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、社会福祉事業の振興に寄与

- 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成する。なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。（中期計画：50日以内）
※前中期目標期間の平均実績を基に今中期目標期間の退職者数等を勘案し設定
- 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- 電子届出システムの更なる改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、年度計画において定めた数値目標(70%)以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得る。
- 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合について中期計画を達成する。（中期計画：50%以上）※前中期目標期間の最終年度実績を勘案し設定
- 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行う。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 退職手当金の給付事務については、従来の取組み（月4回の退職手当金支給等）に加え、事務処理手順の更なる標準化を図るとともに、届出書類の記載ミスが多い項目とその要因分析結果について共済契約者への周知等に取り組んだ結果、請求書受付から給付までの平均処理期間は中期計画を大きく上回る実績（達成度平均129%）を上げることができた。
- 電子届出システムについては、積極的に利用促進に取り組んだ結果、新規加入法人のうち当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合については、中期計画を大きく上回る実績（達成度平均：130%）を上げることができた。
これにより、掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が0.27%となり、紙媒体提出者のエラー発生率1.25%と比較しても大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することができた。
- これらの取組みにより、電子届出システム利用者アンケート結果では、平均95.2%の利用者から「事務負担が軽減した」との回答を得ることができた。
- 利用者の手続き面での利便性向上を図る観点から、利用者の意向を踏まえたマニュアルの作成・配布及びFAQ等の改訂を行うとともに、FAX自動送信サービス及びナビダイヤルを導入した。
- 平成28年4月の社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正に速やかに対応できるよう、平成27年度においては、改正内容及び国会での審議状況について多様な手段を用いて周知するとともに、改正直後の事務手続きに影響が生じないよう、暫定システムによる対応準備を進めるなど、制度の円滑・安定的な運営を図ることができた。
- 以上のとおり、給付事務の効率化等に積極的に取り組むことで、事務負担の軽減、利用者サービスの向上に貢献するとともに、平成28年4月の共済法の改正に適時・的確に対応し、中期目標期間において29万6千人に3,951億円を支給することにより、福祉人材の確保・処遇改善に寄与することができたことから、A評価とした。

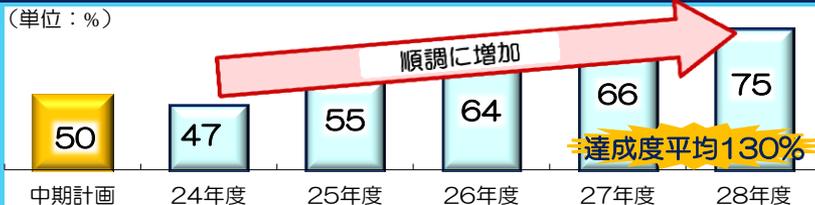
平均処理期間の短縮・利用者サービスの向上

利用者サービス向上の取組み

法改正・利用者アンケートに基づくシステム改善

退職手当共済法の改正内容や利用者アンケートを踏まえた電子届出システムの改善

新規加入法人の電子届出システム利用申請割合



ナビダイヤルの導入

ナビダイヤル（利用者の問合せ内容に応じ、それぞれの担当の電話番号に接続するサービス）を導入

FAQの充実

制度改正内容の周知及び請求等手続きの円滑化のため、FAQの充実及び機構ホームページを活用した事務手続きの周知

ホームページへの資料掲載・メール配信

ホームページへの資料掲載、WAMNET基盤を活用したメール配信など多様な手段により周知

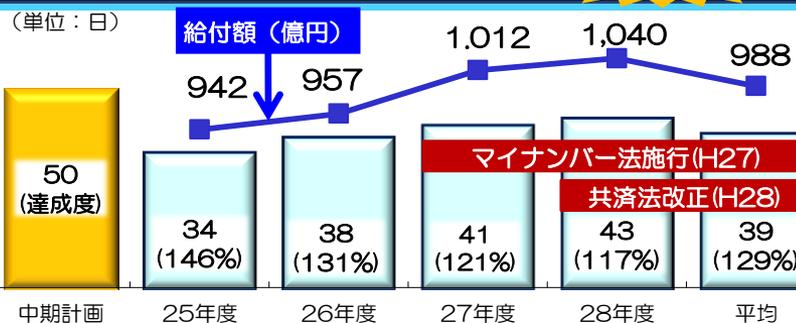
利用者サービス向上

支給回数の増加

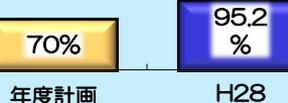
補助金の早期入金

事務処理の標準化
メール配信による注意喚起
届出書類の記載ミスに係る要因分析等の実施

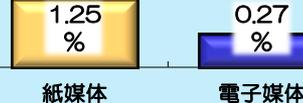
平均事務処理期間 達成度平均129%



アンケート調査結果 (事務負担の軽減)



掛金納付対象職員届 処理に係るエラー発生率



効果

退職手当共済法改正への迅速な対応

退職手当共済法の改正
(平成28年3月31日成立、
4月1日施行)



法案成立の翌日に施行

◎給付水準・被共済職員期間
合算制度・公費助成の見直し

改正内容等について、実務研修会、機構ホームページ、電子メール等による事前の十分な周知

事務手続きに影響が生じないように、H27年度中に
暫定システムによる対応準備
(H28年度には本システムの改修を完了)

業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）が開催する実務研修会において、**93.7%**の共済契約者から「改正内容が理解できた」との回答

目標の内容

地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与

- 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。
- 扶養保険資金の運用については、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経て策定した長期的に維持すべき資産構成割合（基本ポートフォリオ）を含む運用に関する基本方針に基づき適切に管理し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行う。
- 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。
- 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保する。
- 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。
- 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努める。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、各年度、外部有識者からなる財務状況検討会において、前年度の決算を踏まえた財務状況の検証を行った。また、検証結果を取りまとめた報告書により、毎年度、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体等へ公表し、事業の透明性の確保に努めた。
- 扶養保険資金の運用については、基本ポートフォリオとの乖離状況の把握（毎月）、基本方針の見直しの検討（年1回）及び運用環境の検証（年1回）を実施し、適切な管理を行った結果、運用利回りについては、中期目標期間を通して資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保した。
- 機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。
- 機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合等を行うとともに、地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った結果、各年度における年金給付金支払決定件数に占める年金請求までに時間を要したケースの割合（平均2.18%）は、第2期中期目標期間の実績（5.24%）を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止につながった。
- 上記の取組みを実施するなど、心身障害者扶養共済制度を運営するための本扶養保険事業を安定的に実施することにより、中期目標期間において延べ21.8万人に525億円を支給し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与した。

財政状況の検証・扶養保険資金の管理

財政状況の検証

- ・財務状況検討会において、前年度の決算を踏まえた財務状況の検証
- ・検証結果について厚生労働省、都道府県・指定都市に報告
- ・障害者関係団体への説明及び機構ホームページでの公表

扶養保険資金の管理

乖離状況の把握

毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理

基本方針の見直し

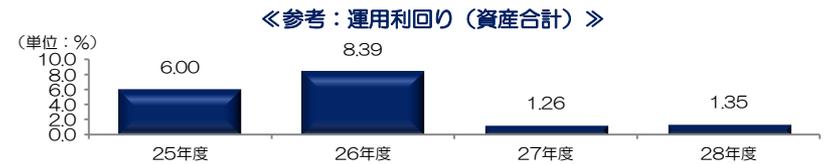
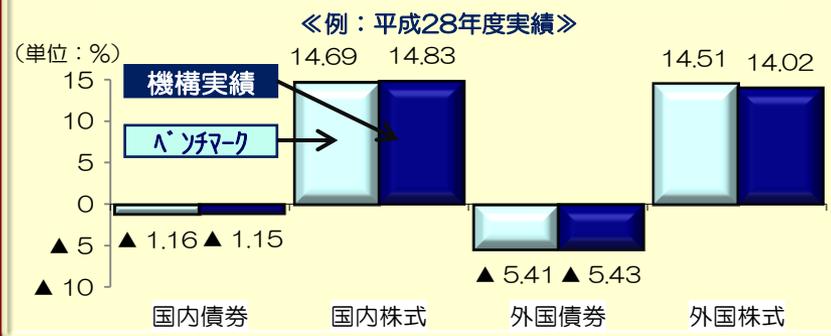
- ・扶養保険資金の運用に関する基本方針について、ホームページで公表
- ・毎年度、資産運用委員会での検討を実施し、平成27年度に基本方針を見直し

運用環境の検証

基本ポートフォリオの見直し時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについて、毎年度、資産運用委員会で検証

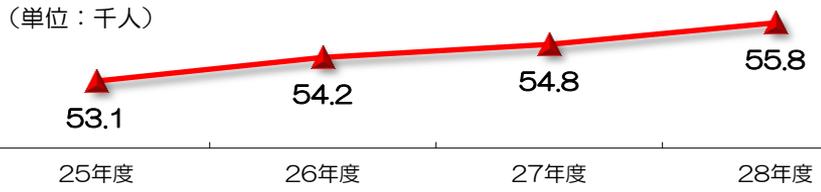
扶養保険資金の運用実績

毎年度、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保

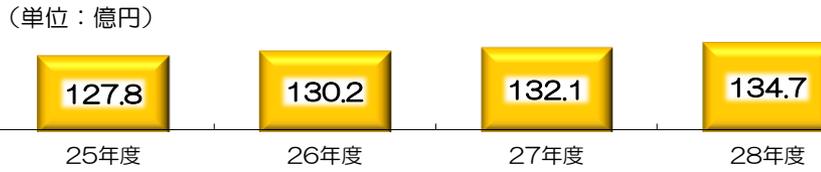


保険対象加入者数等の実績

年金給付保険金支払対象障害者数の推移

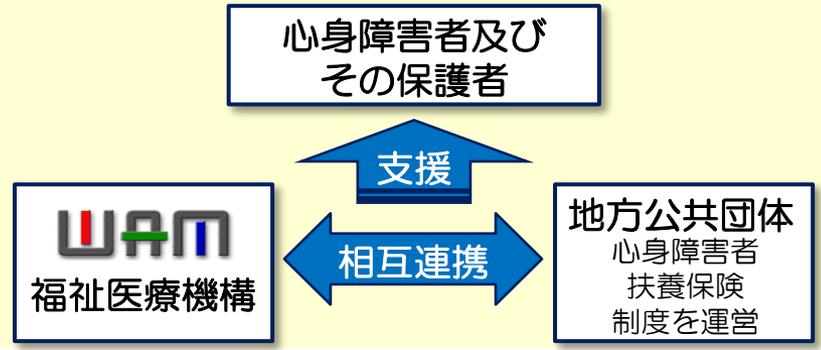


年金給付保険金額の推移



事務処理の適切な実施

機構の自主的な対応として、加入者名簿内容の照合等を行うことにより、年金請求までに時間を要したケースの割合が減少し、地方公共団体の事務処理の遅延防止に寄与



目標の内容

福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、効率的なシステム運用を実施

- 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。
- 年間ヒット件数及びアンケート調査における情報利用者の満足度について、中期計画を達成する。
（中期計画：ヒット件数7,000万件以上、満足度90%以上）
※前中期目標期間の最終年度実績を基に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」による提供情報の重点化の影響を勘案し設定
- 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 平成27年度末における社会福祉法等の改正により、整備が法定化された社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAM NET基盤を活用）の構築については、厚生労働省と連携したプロジェクト会議を定期的開催し、各機能の設計及びプログラム構築等を経て、社会福祉法人及び所轄庁等の関係者に対するシステムの試行運用を行うなど、平成29年6月からの本格稼働を開始することができた。
- 基幹的な福祉医療情報の提供を拡充するとともに、提供する情報の質の向上を図るため、以下のコンテンツ等を新設し、提供情報の質の向上を図った。（下記は主なもの。）
 - ☞ 「福祉のしごとガイド（資格・職種編、職場編）」の新設（平成25年度）
 - ☞ 「WAM NET授産品・芸術品ギャラリー」の新設（平成26年度）
 - ☞ 「子ども・子育て支援新制度」等のポイントを整理した制度解説ページの新設（平成27年度）
 - ☞ 「熊本地震関連情報」の新設（平成28年度）
- WAM NETの利用状況調査等を踏まえ、利用者の利便性の向上を図った。（下記は主なもの。）
 - ☞ RSS配信の開始（平成25年度）
 - ☞ WAM NETのレイアウトの全面リニューアル（平成28年度）
- これらの取組みにより、ヒット件数（平成28年度1億144万件、平均8,820万件）及び満足度指数（平均94.3%）については、中期計画の目標値を大きく上回る実績（達成度平均115%）を上げることができた。

WAMNET基盤の活用 (ICT基盤の利活用の促進)

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

機構業務の効率化

社会福祉法人制度改革<平成27年度末>
 ◎社会福祉法の改正 (平成28年3月31日成立)
 社会福祉法人の法人運営の透明性を図るため、国の責務による財務諸表等に係る一覧性・検索性を有したデータベースの整備について法令上明記



本格稼働に向けた準備<平成28年~平成29年5月末>
 ◎システムの構築・試行運用の実施
 厚生労働省と連携したプロジェクト会議を定期的に開催し、各機能の設計等を行うとともに、社会福祉法人及び所轄庁等に対する試行運用を実施 (試行運用前説明会の開催：全国8か所・24回)



◆システム本格稼働◆ <平成29年6月~>

国民に対する法人情報の提供 財務諸表等の作成事務の簡素化	財務諸表等データの一元化 所轄庁への届出業務の電子化 (ICTの活用)
---------------------------------	--



○ 機構業務における連絡用掲示板の設置
 ○ メールマガジン等の配信 (累計152件)

○ 経営サポート事業における診療報酬改定の影響等に関するアンケート調査



○ 退職手当共済電子届出システム
 利用率：88%(H28)

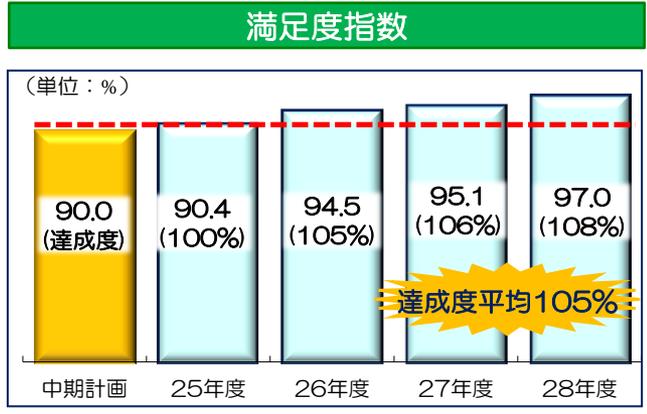
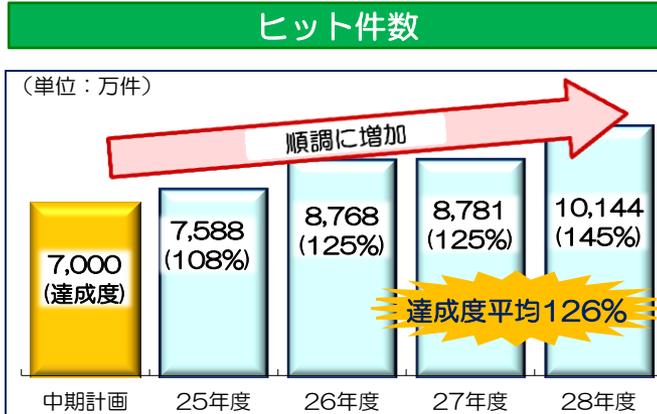
○ 事業報告書等の電子報告システム
 利用率：73%(H28)



機構業務の効率化を実現するとともに
 利用者サービスを大幅に向上

利用者数及び利用者満足度の向上

<提供情報・機能の見直し>
 利用者ニーズを踏まえ、
 ◎コンテンツの新設など提供情報の質の向上
 ➡「福祉のしごとガイド」の新設
 ➡「授産品・芸術品ギャラリー」の新設
 ➡「子ども・子育て支援新制度」解説ページの新設
 ◎レイアウトの全面リニューアルなど機能の見直し



目標の内容

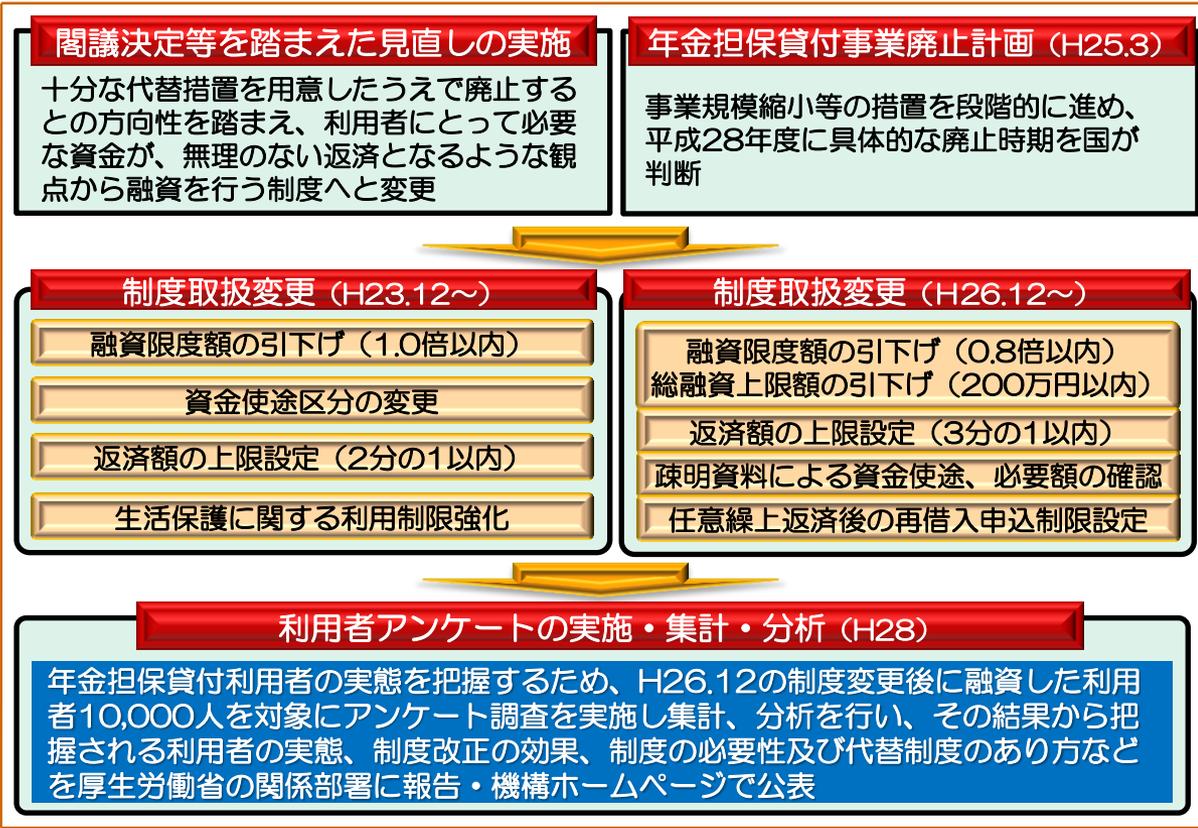
厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活安定を支援及び労災年金受給者の生活を援護

- 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定とする。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じる。
- 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。
- 返済中に生活困窮となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じる。
- 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図る。
- 受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努める。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、見直しの基本方針等を受けて平成25年3月に国が策定した「年金担保貸付事業廃止計画」を踏まえ、平成26年12月に制度改正を実施した結果、平成28年度の貸付実績は年金担保貸付事業で91,221件49,453百万円、労災年金担保貸付事業で1,395件1,144百万円となり、事業規模の縮減を図った。
- 平成28年には年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者10,000人を対象にアンケート調査を実施し、回答のあった3,672件（回答率36.7%）について集計・分析を行い、その結果から把握した利用者の実態、制度改正の効果、制度の必要性及び代替制度のあり方などを厚生労働省の関係部署に報告するとともに、アンケート調査報告書及び概要版を機構ホームページで公表した。
- 広報活動については、平成26年度において、従来のリーフレットからパンフレットに見直し、制度改正の内容及び他の公的貸付制度等の紹介及び窓口を掲載し、受託金融機関のほか、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等に協力を依頼することにより、利用者等に対して幅広く広報することができた。また、廃止計画への対応をめぐる厚生労働省との協議を踏まえ、平成29年度のパンフレットに生活困窮者自立支援制度の紹介及び相談窓口等を新たに掲載することとした。
- 電話による問い合わせに対しては、平成27年3月に自動応答システムを導入し、一般的な制度に対する照会については24時間365日の案内を行うとともに、利用者から多く寄せられる借入限度額についての問い合わせに対しては、機構ホームページに融資限度額計算シミュレーションを設けるなど、引き続き利用者サービスの向上を図った。
- 貸付金利の設定にあたっては、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより、安定的かつ効率的な業務運営を実施することができた。

国において立案される計画への適切な対応



貸付制度の周知・返済条件の緩和措置

貸付制度等の周知		返済条件の変更措置等	
<p>貸付制度の周知</p> <p>☞受託金融機関、福祉関係団体等にパンフレットを配布し、制度内容の周知に加え、他の融資制度等を幅広く情報提供</p>	<p>電話相談</p> <p>☞一般的な制度照会については自動応答システムにより24時間365日の案内を行うなど利用者サービスを向上</p>	<p>返済条件緩和措置</p> <p>☞返済中に生活困窮に陥った者に対し、返済条件の緩和措置を講じ、生活安定を支援 (実績：3,687件)</p>	<p>熊本地震等への対応</p> <p>☞熊本地震等、災害の被災者に対し、返済猶予等の緩和措置を講じ、生活安定を支援 (実績：9件)</p>

目標の内容

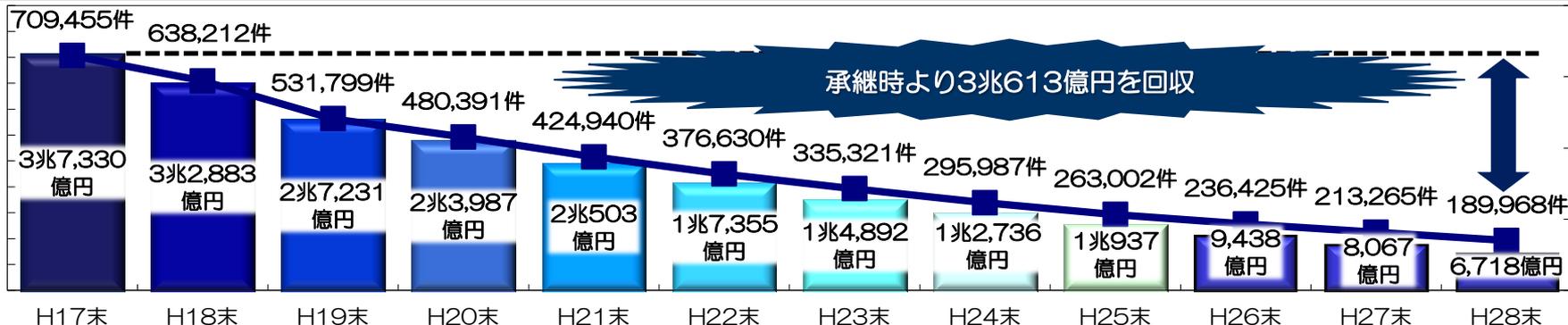
承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、適正に業務を実施

- 早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。
- 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
- 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進させる。
- 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生抑制に努める。
- 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 承継年金住宅融資等の貸付先について、年1回の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行い、適切な債権管理を図ることができた。
- 適時・適切な回収という観点から、条件緩和中または条件緩和終了後の貸付先について、条件緩和中の経営状況や条件緩和終了後の業況改善状況を踏まえた交渉を重ね、一部繰上償還ののち全額繰上償還されるなど、公的年金の給付財源の確保に大きく寄与した。
- 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対する返済条件の変更及び返済猶予措置について、迅速かつ的確に対応することができた。
- 平成29年度に現行の第三者弁済契約の期限等が到来することを受けて、その後の対応に係る関係者との調整を重ねた結果、平成26年度において、関係金融機関、関係転貸法人等に「基本方針」を提示することができた。
その後、基本方針を踏まえた関係者間での協議が継続され、特に、単独では10年間の存続が難しい7つの転貸法人については調整のうえ、新設合併という新たな方向性が見出され、その結果、平成27年度末には全ての関係金融機関及び関係転貸法人との第三者弁済契約の延長に係る合意を得ることができた。また、平成28年度においては、平成29年度の契約締結に向けた関係機関との協議、調整を行うとともに、7法人の新設合併についても、調整を重ねた結果、各転貸法人の理事会承認を経て、正式に「基本合意書」が締結された。以上の取組みにより、平成30年度以降も安定的な回収を継続できる体制基盤が確保された。
- 福祉医療機構法改正（平成27年10月施行）を受けて、平成28年1月より、元本回収部分に係る国庫納付を従前の年1回から年4回の定期納付に変更する対応を円滑にスタートさせ、公的年金の給付財源に結び付く一層効率的な枠組を構築した。これらの取組みによって、7,289億円（平成25年度～平成28年度分）を国庫納付した。
- 承継教育資金貸付けあっせん業務については、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき平成28年度末をもって廃止され、これに伴い、関係機関と契約解除の手続きを行った。

融資残高と融資残高件数の推移



承継時より3兆613億円を回収

【年金特別会計への納付額】

第3期中期期間累計 7,289億円を国庫納付

区分	H18年度分	H19年度分	H20年度分	H21年度分	H22年度分	H23年度分	H24年度分	H25年度分	H26年度分	H27年度分	H28年度分
元本償還分	4,424億円	5,647億円	3,241億円	3,481億円	3,140億円	2,457億円	2,150億円	1,790億円	1,481億円	1,368億円	1,346億円
利息分等	1,283億円	1,114億円	913億円	780億円	668億円	566億円	482億円	413億円	337億円	299億円	253億円
合計	5,707億円	6,761億円	4,154億円	4,261億円	3,809億円	3,023億円	2,632億円	2,203億円	1,818億円	1,667億円	1,599億円

※1 独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第6項、7項の規定に基づき、償還元金及び利息を国庫納付
 ※2 単位未満を切り捨てているため、合計とは端数において合致しないものがある。

福祉医療機構法改正（平成27年10月施行）により、元本回収部分の国庫納付を年1回から年4回に変更

適時的確な回収等

第三者弁済契約の期限延長に係る適切な対応

- 破綻した保証会社に代わって関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三者弁済契約の期限が、平成29年度に到来
- 特に10年間の存続が困難な7つの転貸法人は、別途対応が必要

平成27年度

- 7法人の新設合併の方針を打ち出すとともに、第三者弁済契約の延長について交渉・協議を重ね、全ての関係機関と合意

平成28年度

- 次年度の契約締結に向け、関係機関と協議等を行い、スケジュール等を提示
- 関係金融機関や7法人と協議・調整を実施した結果、7法人の理事会において新設合併の「基本合意書」等が了承

平成30年度以降も安定的な回収を継続できる体制基盤を確保

貸付金回収の促進

債権譲渡等手続の実施
(私的整理等)

線上償還手続の実施
(貸出条件緩和実績のある貸付先への協議等)

返済条件の変更措置等

返済条件の変更
累計1,016件

民事再生法の適用による返済条件の変更
累計83件

被災者に対する返済条件変更等
累計22件

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

2-1 業務・システムの効率化と情報化の推進

評価書 P70~72

自己評価 B

目標の内容

- 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減等を図る。
- 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するために、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努める。
- 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施する。

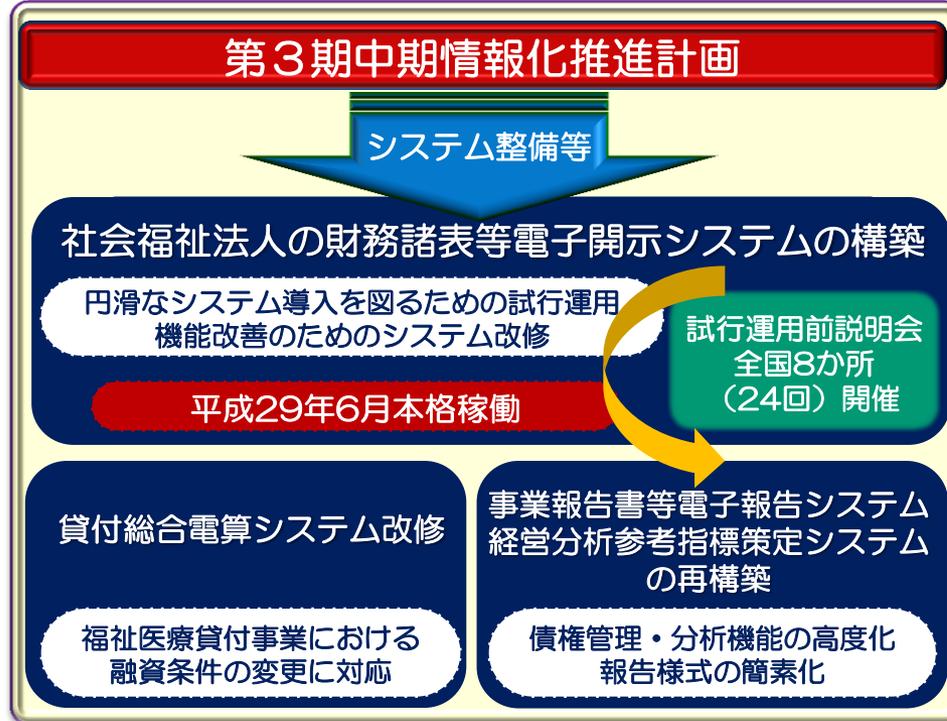
目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 業務・システム最適化計画に基づき、入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札による業者選定を行うことで経費の削減と併せ、仕様書に則した品質を保持し、かつ低廉な委託業者を調達した。
- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、定期的にプロジェクト会議を開催し、システム設計・開発業者を選定のうえ、プログラム構築を完了するとともに、円滑なシステムの導入を図るため、都道府県及び所轄庁を対象とした説明会の開催や社会福祉法人を始めとした都道府県や所轄庁にシステムの操作等体験のための試行運用を行うなど、平成29年6月からの本格稼働を開始することができた。
- 情報化推進計画に基づくシステム改善では、業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム等の改修を実施し、制度改正に伴うシステム処理の効率化を図るとともに、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築と併せ、既存の事業報告・経営分析システムの再構築を実施し、報告様式の簡素化や報告方法の見直しなど顧客の利便性向上を図った。
- 情報化推進体制等の強化では、情報管理担当部署の専門性向上に係る研修のほか、CIO補佐官による情報セキュリティの現状報告について機構役職員を対象に研修を実施するとともに、ICTリテラシーの向上を図るため、職員に対するOA操作研修を定期的で開催した。

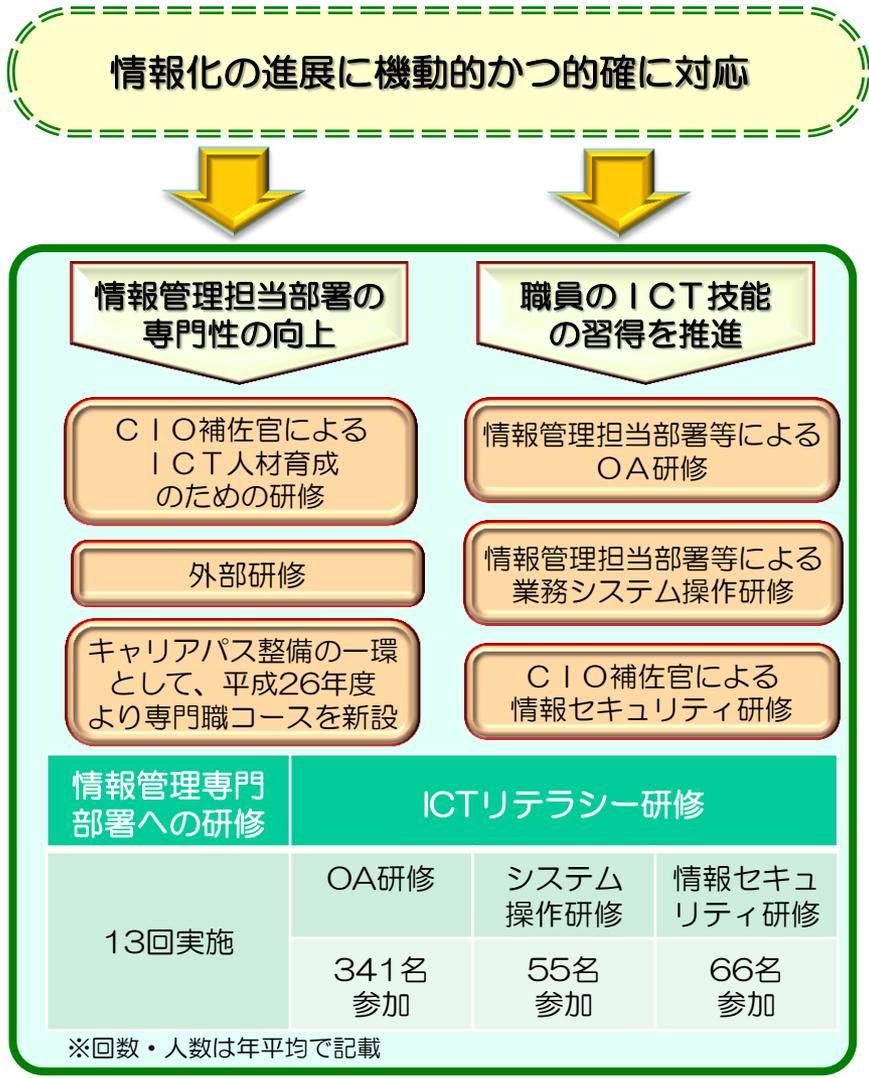
業務・システム最適化計画に基づく効率化



情報化推進計画に基づくシステム改善



専門性の向上・ICTリテラシーの向上



EUCの活用

EUC管理マニュアルに基づき、EUCに係るリスクを踏まえた組織的な管理等を実施

目標の内容

- 一般管理費等の経費の節減について、中期目標を達成する。
(中期目標：平成24年度と比べて一般管理費12%程度、業務経費4%程度の額を節減)
- 業務方法を改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努める。
- 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組みを着実に実施する。
- 機構の給与水準について、国家公務員等と比較して適切な水準とする。また、中期目標に示されたとおり適切に取り組む。

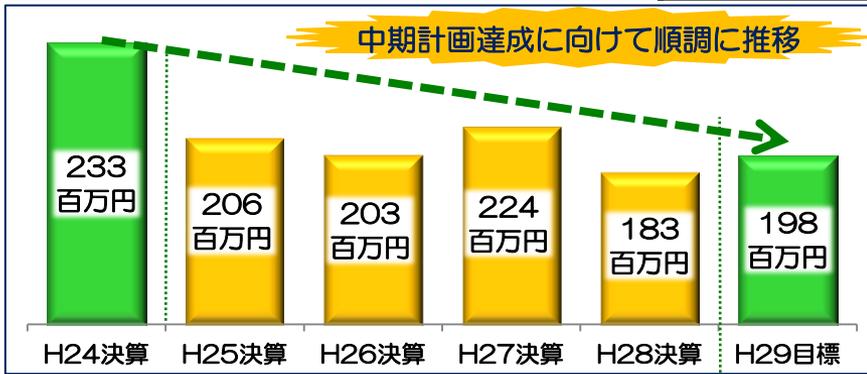
目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 一般管理費等の節減については、中期計画達成に向けて順調に推移している。
(H28末におけるH24比削減率：一般管理費▲21.5%、業務経費▲35.7%)
- 経費削減の取組みのうち、今中期目標期間における主な内容は以下のとおり。
 - ☞ WAMNETの新システムの構築において、稼働環境へのクラウドの導入(年間約▲4億3,700万円)
 - ☞ 本部事務所の賃料の削減(平成26・28年度計約▲4,400万円)
 - ☞ 福祉医療貸付事業における預金口座振替案内等の郵送料の削減(年間約▲480万円)
 - ☞ 退職手当共済制度に係る制度等周知に要する経費の削減(eラーニング形式への見直し)(年間約▲1,000万円)
 - ☞ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務における抵当権移転登記費用の削減(年間約▲3,300万円)
- 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。
- 給与水準については、その適正化に向けて、組織のスリム化の推進、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員の給与体系の見直し等による人件費削減の取組みを実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレズ指数は、平成25年度から平成28年度の平均で100.4ポイント(平成28年度においては99.5ポイント)となり、さらに、職員宿舍廃止に伴う住居手当増加影響を控除すると平均99.8ポイントになると見込まれ、国家公務員と同水準を維持している。

一般管理費等の節減

一般管理費（節減対象経費のみ）

区分	H24年度 (基準)	H29年度 (目標)	H28年度 (実績)
金額 (百万円)	233	198	183
H24比 節減率(%)	—	▲15.0%	▲21.5%



業務経費（節減対象経費のみ）

区分	H24年度 (基準)	H29年度 (目標)	H28年度 (実績)
金額 (百万円)	1,056	1,003	678
H24比 節減率(%)	—	▲5.0%	▲35.7%



随意契約の適正化

「調達等合理化計画」に基づく取組み

- 平成27年度から毎年「調達等合理化計画」を策定・公表し、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、調達等合理化推進委員会により、契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等の事前点検を実施し、調達の公正性・透明性を確保

総合評価落札方式・企画競争による場合の競争性・透明性の確保

- 入札公告から提案書提出までの十分な日程の確保
- 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開
- 選定委員における外部有識者割合の基準の設定

随意契約等の実績

区分	競争性のある契約		競争性のない随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成25年度	34件	6.1億円	4件	0.2億円	38件	6.3億円
平成26年度	55件	26.1億円	7件	3.9億円	62件	30.0億円
平成27年度	51件	12.7億円	6件	2.3億円	57件	15.0億円
平成28年度	44件	37.1億円	10件	3.8億円	54件	41.0億円

※平成28年度随意契約件数の増加（4件）は、職員宿舎の全廃に伴い必要となった、借上宿舎の賃貸契約である。

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

3-1 財務内容の改善に関する事項

評価書 P79~82

自己評価 B

目標の内容

- 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業について、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努める。
- 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行う。
- 不要財産の国庫納付について、計画どおり適切に実施する。

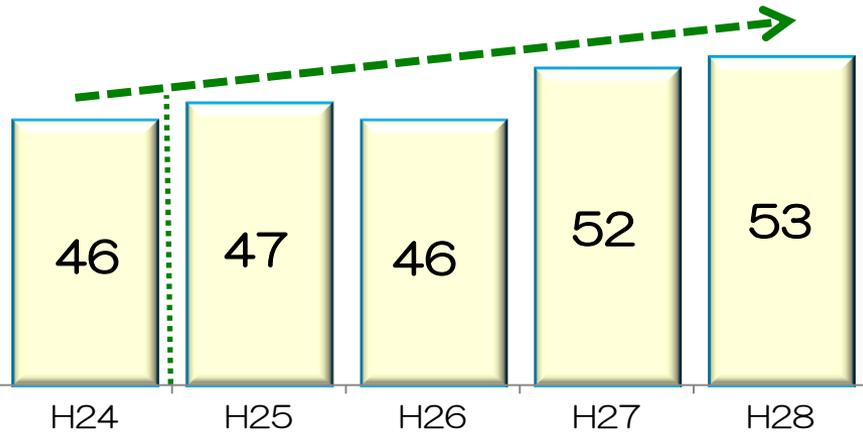
目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、毎年度、予算額を上回る自己収入を確保することができた。
- 福祉医療機構債券の発行については、アナリストや投資家に対し発行に係る説明会を実施するとともに、IR（投資家向けの広報活動124件）を積極的に実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達（1,810億円）を行うことができた。
- 不要財産の国庫納付については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」に基づき、中期計画どおり適切に実施し、平成28年度において全ての職員宿舍の売却手続きを完了することができた。また、会計検査院による意見表示への対応として、労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金14.3億円を国庫納付し、政府出資金の規模を縮減した。

運営費交付金以外の収入の確保

実績額の推移 (H24~H28)

(単位：百万円)



※自己収入の実績額は、経営指導事業収入と福祉保健医療情報サービス事業収入の合計額である。

自己資金調達による貸付原資の確保

区分	IR件数
平成25年度	30件
平成26年度	31件
平成27年度	33件
平成28年度	30件

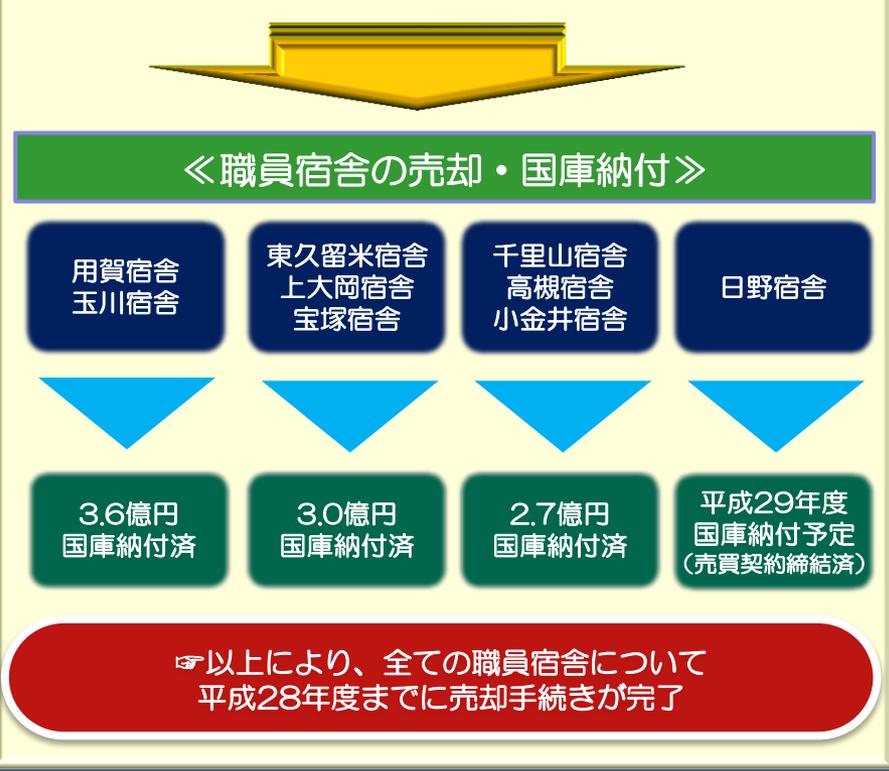
一般勘定 (福祉医療貸付事業)
累計750億円発行

年担勘定 (年金担保貸付事業)
累計1,060億円発行

福祉医療機構債券の発行については、アナリスト等に対する説明会を実施するとともに、IR (投資家向けの広報活動) を積極的に実施したことにより、各年度において適切な発行条件で円滑な資金調達を実施

不要財産の国庫納付

事務・事業の見直しの基本方針
(平成22年12月7日閣議決定)



《労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金》

会計検査院による意見表示への対応として、厚生労働省と協議を行い、14.3億円を国庫納付し、政府出資金の規模を縮減

Ⅳ その他の事項

4-1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

評価書 P83~86

自己評価 B

目標の内容

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図る

- トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応する。
- 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直す。
- 業務間の連携強化により、業務運営の効率化を図る。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月2回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「重点目標」の指示のほか、「業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。
- 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、継続的に組織見直しを実施することで、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。
- 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化した業務運営を図ることができた。
特に、東日本大震災への対応については、災害復旧資金による優遇措置や二重債務への対応、WAMNETを活用した情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成等により多面的に支援するとともに、平成28年熊本地震への対応については当該地域における全貸付先の被災状況の把握に努め、返済猶予に係る周知を行うなど、被災地の復旧を支援した。
- さらに、広報活動や債権管理の強化等についても業務間で連携した取組みを実施し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かすことにより、業務の効率的な運営を図ることができた。

業務運営体制の継続的見直し

福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援する観点から、業務運営体制の見直しを実施

ガバナンス態勢の充実・強化

- ガバナンス委員会を設置するなど、ガバナンスの強化等に向けた組織体制を整備 (H26)
- 信用リスク管理態勢を強化するため、与信管理課を新設 (H27)

経営サポートセンターの創設

- 社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のため、顧客業務部を再編 (H26)

福祉医療貸付事業に係る組織の再編

- 利用者サービスの向上及び効果的かつ効果的な事業実施を図るため、福祉貸付部と医療貸付部を福祉医療貸付部に統合 (H27)
- 福祉系NPOに対する「貸付」「助成」「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで実施するため、福祉医療貸付部内にNPOリソースセンターを創設 (H28)

業務間の連携・強化

東日本大震災への対応

- 災害復旧資金による優遇措置
- 二重債務への対応
- WAM NETによる情報提供
- 被災地におけるNPO等への助成等

熊本地震への対応

- 災害復旧資金による優遇措置
- 二重債務への対応
- WAM NETによる情報提供
- 全貸付先の被災状況の把握
- 返済猶予に係る周知等



債権管理の強化

- 債権管理部門及び経営サポートセンターが連携し、適切な経営改善支援策を講じることにより、債権の未然悪化を防止

広報活動の一体的な推進

- 広報活動方針・広報活動計画を策定のうえ、各部署間で連携し一体的な広報活動を実施

経営企画会議等の運営

— 経営企画会議 (平成15年10月設置) —
 << トップマネジメントを強力に補佐し、業務運営の効率化を図ることを目的に設置 >>

重要事項への対応

理事長所感

全役員による
年度重点目標の指示

年度計画の策定

業務実績評価の検証

年金担保貸付事業の
貸付金利の検証等

機構運営哲学・行動の指針 (H28)

理事長の経営姿勢や考え方を役職員に周知徹底

業務進捗状況等の監視

定期的に業務の進捗状況等を機構内で共有

4-2 業務管理（リスク管理）の充実

評価書 P87~90

自己評価 B

目標の内容

効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図る

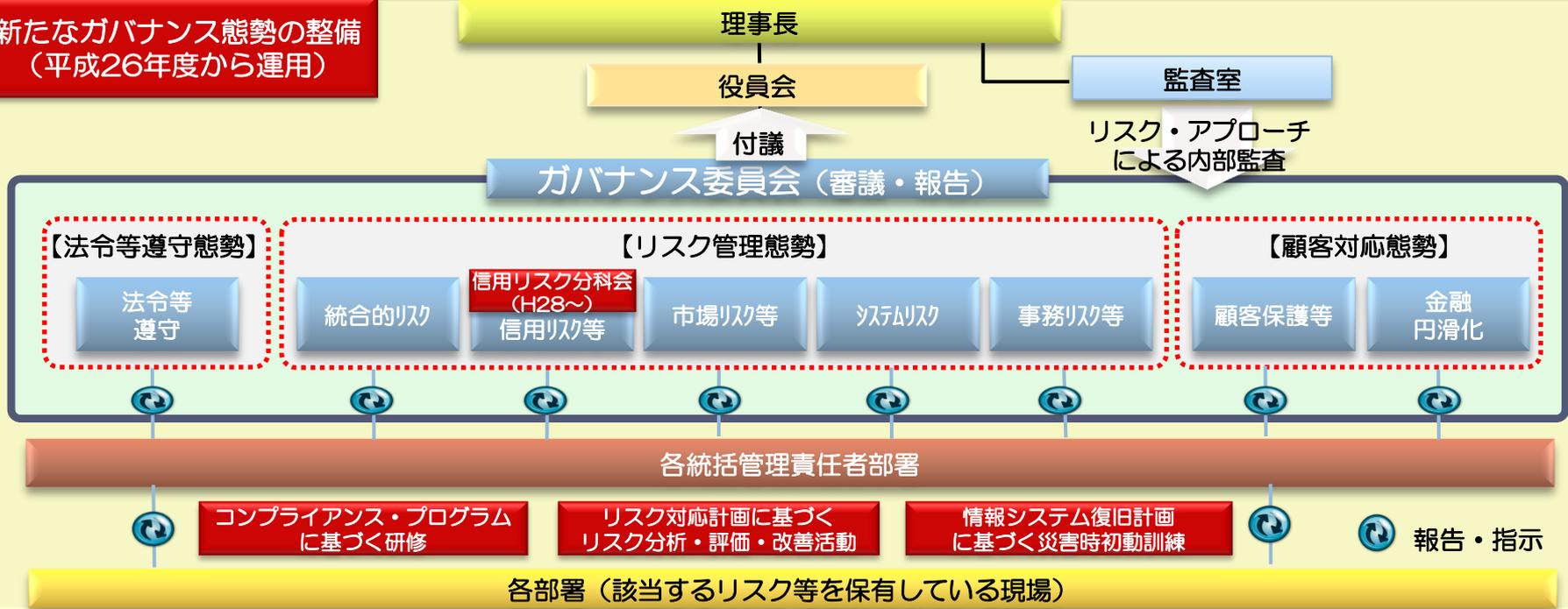
- 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図る。
- 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
- 職員の業務改革等に向けた取組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図る。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、平成25年度において内部統制基本方針等の規程体系の整備やガバナンス委員会の設置等の新たなガバナンス態勢を整備するとともに、平成26年度からの運用において、ガバナンス委員会におけるリスク管理上のモニタリングに係る報告等及びリスク対応計画の策定・評価等を通じた改善活動を行うことにより、ガバナンスの更なる高度化を図った。
また、リスク・アプローチに基づく内部監査を効果的に実施した。
- 適切な情報セキュリティ対策を継続的に推進するため、インターネットと分離したオフラインネットワークの構築などの技術的対策を行うとともに、全役職員向けの標的型攻撃メール対処訓練や情報セキュリティ研修を実施するなどの人的対策を行った。
- 業務改善活動の活性化として、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用するなど、業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図った。

内部統制の更なる充実（ガバナンス態勢の高度化）

新たなガバナンス態勢の整備
（平成26年度から運用）



情報セキュリティ対策の推進

システムリスク外部監査（H26）

システムリスク管理の強化を目的として、システムリスク外部監査を受検・フォロー

ネットワークの二重化（H27～）

インターネットと分離したオフラインネットワークの構築

セキュリティポリシーの改定（H28）

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえた改定

標的型攻撃メール訓練

人的対策として、全役職員向けの標的型攻撃メール対処訓練や情報セキュリティ研修を実施

業務改善活動の活性化

《業務改善活動等の活性化への取組み》

意見提案箱制度

次世代認定マーク「くるみん」の取得(H25)

業務効率化のための創意工夫ある取組み(H26)

育児休業取得者の職場復帰支援(H26～)

業務改善活動の推進

目標の内容

- 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき実施する。
(中期計画：①組織編成及び人員配置の見直し ②人事評価制度の適正な運用、③職員の資質向上のための各種研修の実施)
- 期末の常勤職員数を、期初の常勤職員数（299人）の100%以内とする。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職の副参事制度を導入するなど、組織の活性化に向けた取組みを実施した。
- 人事評価制度については、その適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。
- 役職員に対する研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上に資するため、国の政策動向を踏まえ、毎年度、若手職員勉強会年間計画を策定のうえ勉強会を開催した。
- また、平成26年度から、係員を対象として機構業務に必要な基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を継続して実施するなど、研修内容の充実を図った。
- 人員に関する指標については、目標値を達成することができた。

職員の人事に関する計画

人事評価制度の運用

制度の導入

15年度 人事評価制度の試行実施
16年度 人事評価制度の本格導入

制度の運用開始・反映

17年度～ 評価結果を昇給・賞与へ適切に反映

制度導入の効果

- 個人目標の明確化による、職員の意識改革と業務管理の向上
- 職員の努力が賞与に反映されることによる、職員の士気の向上

人員に係る指標（常勤職員数の推移）

[中期計画] 期初の100%以内（299人）

[実績] 264人（平成28年度末・再雇用職員含む）

各種研修の実施

☞ 専門研修

セミナー/通信教育：203名参加

外部セミナー・通信教育等による、業務に必要な知識・技術の習得、能力開発、部署毎における固有の能力習得

☞ 基礎知識研修、各業務基礎研修（H26～）

係員層を対象とした機構業務に必要な知識習得
各事業に係る制度概要や今後の課題等の習得

☞ 若手職員勉強会

38回開催

外部講師等により国の政策動向を踏まえた勉強会